議第30号

茨城県性暴力の根絶を目指す条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年11月16日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海	野		透
	同	葉	梨		衛
	同	西	條	昌	良
	同	白	田	信	夫
	同	飯	塚	秋	男
	同	細	谷	典	幸
	同	小	JII	_	成
	同	Ш	津		隆
	同	Щ	岡	恒	夫
	同	森	田	悦	男
	同	常	井	洋	治
	同	石	井	邦	_
	同	星	田	弘	司
	同	外	塚		潔
	同	Ш	П	政	弥
	同	下	路	健次郎	

茨城県性暴力の根絶を目指す条例

(目的)

第1条 この条例は、性暴力の根絶、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた 影響からの回復の支援等に関し、基本理念その他の基本となる事項を定め、県の 責務を明らかにすることにより、法令及び茨城県犯罪被害者等支援条例(令和4 年茨城県条例第20号)に定めるもののほか、これらに関する施策を総合的に推 進し、もって県民が安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与するこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 性暴力 性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性 暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる 行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではな い関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権 利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権 利利益を害するものをいう。
 - (2) 性犯罪 次に掲げる罪をいう。
 - ア 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 176 条から第 181 条までの罪、同法第 225 条の罪 (わいせつの目的である場合に限る。)、同法第 228 条の罪 (同法 第 225 条の罪に係るものに限る。)、同法第 230 条第 1 項及び第 231 条の罪 (その犯罪事実が前号に該当するものに限る。)、同法第 241 条第 1 項及び 第 3 項の罪並びに同法第 243 条の罪 (同法第 241 条第 3 項の罪に係るもの に限る。)
 - イ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 60 条第 1 項の罪
 - ウ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律(平成11年法律第52号)第4条及び第7条の罪
 - エ 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和5年法律第9号)第4条の罪 (刑法第241条第1項の罪に係るものに限る。)
 - オ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成 26 年法 律第 126 号) 第 3 条第 1 項から第 3 項までの罪
 - カ 茨城県迷惑行為防止条例 (平成13年茨城県条例第34号) 第9条の罪(同 条例第2条の規定の違反に係るものに限る。)
 - (3) 配偶者等暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) 第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者に不快若しくは嫌悪の情を催させる 性的な言動(性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別による固定的な役割 分担についての意識、性別を理由とする不当な差別又は性的指向若しくは性 自認に関する偏見に基づく言動を含む。)により当該他の者の修学、就業その 他社会生活上の環境を害すること及び当該言動に対する当該他の者の対応に

より当該他の者に不利益を及ぼすことをいう。

- (5) デジタル性暴力 第2号に該当するもののほか、その者の意に反して、又は同意があっても対等ではない関係において、その者に係る性的な画像その他を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録の利用により、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。
- (6) 二次的被害 茨城県犯罪被害者等支援条例第2条第4号に規定する二次的 被害のうち、性暴力に関するものをいう。
- (7) 民間支援団体 性暴力の根絶又は性暴力により心身に受けた影響からの回 復の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (8) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (9) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する 者をいう。

(基本理念)

- 第3条 性暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、県民の幸福な人生を送る権利と安心安全な生活を根底から脅かす極めて悪質な行為であるため、何人も、性暴力をしてはならず、また、許してはならない。
- 2 性暴力の根絶に当たっては、性暴力による被害を受けた者を守り、社会全体で支えることを第一とし、性暴力による被害を受けた者に責任があるとするような誤った認識や性暴力による被害を受けた者に対する不当な差別又は偏見を払拭し、二次的被害の防止に最大限の配慮をするとともに、性暴力による被害を受けた者の意思及び立場を尊重することを基本とするものとする。
- 3 子どもに対する性暴力は、本来保障されるべき健全な成長発達を阻害し、生涯にわたってその幸福な人生を送る権利と安心安全な生活を根底から脅かすこととなる極めて重大な人権の侵害であるとともに、自らこれを回避することや心身に受けた影響からの回復に多大な困難さが考えられる。よって、その防止や早期発見はもとより、被害を受けた子どもの迅速な保護等のために、保護者との連携の下、県、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者等の関係者及び地域住民をもって、必要な支援を適切に行うことにより、性暴力の根絶を目指すものとする。

(県の責務、役割等)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民との適切な役割分担を踏まえ、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に向けた施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとともに、第1条の目的達成のため、各種施策をもってその役割を果たさなければならない。

(総合的な相談体制の整備等)

- 第5条 県は、県民からの性暴力に関する相談に総合的に応ずることができるよう 体制を整備し、相談に適切に対応するため、次の事項に関し、必要な施策を講ず るものとする。
 - (1) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門 的知識及び技術を有する者による相談への対応
 - (2) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に資する制度、 専門的な機関その他の情報の提供又は仲介
 - (3) 医療機関又は警察への付添い及び助言、医療上の措置及び証拠の保全に係る援助その他の性暴力により被害を受けた直後に必要となる支援
 - (4) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に資する法的援助、心理的な負担の軽減その他の必要と認められる支援
 - (5) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する相談に総合的に応ずるため必要となる専門的知識及び技術を有する者の養成
- 2 県は、前項の体制を整備し、施策を講ずるに当たっては、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民と連携協力し、必要な支援が早期かつ適切に行われることを旨として、取り組むものとする。
- 3 県は、性暴力に関する相談に応じるに当たっては、相談者の意思及び立場を尊重し、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

(性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等)

- 第6条 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、その被害の特性に応じた支援について必要な配慮を加えるものとする。
- 2 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第8条第1項の支援計画の策定に当たって は、性暴力による被害の特性に応じた支援について検討し、必要な施策を定める よう努めるものとする。
- 3 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第 11 条に定める施策を講ずるに当たっては、特に性暴力をした者から性暴力により被害を受けた者を隔離するため必要があると認める場合において、当該被害を受けた者の居所に関する個人情報の保護について十分配慮するとともに、必要と認められる期間における安全な居住の確保に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援等)

- 第7条 県は、性犯罪を犯した者が、その責任等を自覚し、性犯罪がもたらす深刻な影響を理解し、及び社会復帰のために努力することが重要であるとの認識の下に、性犯罪を犯した者が申し出たときは、当該者に対し、再び性犯罪を犯すことを防止するための治療又は円滑な社会復帰のための措置を受けることができるよう支援するものとする。
- 2 県は、前項の申出を勧奨する措置を講ずるものとする。
- 3 第1項の治療又は措置に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算

の範囲内において県が支弁するものとする。

- 4 県は、前3項に掲げるもののほか、性暴力の根絶に当たっては、性暴力を行った者が、その責任等を自覚し、性暴力がもたらす深刻な影響を理解し、及び再び性暴力を行わないために努力することが重要であるとの認識の下に、性暴力を行った者からの相談に応じ、再び性暴力を行うことの防止又は円滑な社会復帰に資する情報の提供、研修の実施、医学的又は心理学的な援助その他の必要な支援をするものとする。
- 5 県は、性暴力を行った者に対し、再び性暴力を行うことの防止及び社会復帰の ための相談を受けやすい環境を整えるとともに、相談の勧奨に努めるものとする。
- 6 県は、前各項に規定する支援等を行うに当たっては、性暴力により被害を受けた者に関する個人情報の保護について特に留意するとともに、性暴力を行った者と性暴力により被害を受けた者が遭遇することがないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 7 県は、第1項から第5項までに規定する支援等に関して取得した個人情報を、 守秘義務に関する法令の規定の遵守その他その取扱いに対する高い意識の下に、 適切に取り扱わなければならない。
- 8 県は、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第 1項の地方再犯防止推進計画において、性暴力の特性に応じた支援について検討 し、必要な施策を定めるよう努めるものとする。

(住居の届出)

- 第8条 特に子どもに対する性犯罪は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を根底から脅かすものであり、これが県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪を行った者が、その再犯防止に向け最大限の努力を尽くすことは社会において果たすべき責務であることから、子どもに対し、第2条第2号アから工まで及びカに掲げる罪(同号ウに掲げる罪にあっては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項の罪に限る。)を犯し、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を受けた者は、その執行を終わった日(その刑の一部の執行を猶予された場合にあっては、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わった日)から5年を経過する日前に県の区域内に住居を定めたときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 住居の所在地
 - (3) 性別
 - (4) 生年月日
 - (5) 連絡先
 - (6) 届出に係る罪名
 - (7) 刑期の満了した日
- 2 知事は、前項及び次項の届出に係る情報を、当該届出をした者が再び性犯罪を することの防止又は当該届出をした者の円滑な社会復帰のための情報提供、助言、

指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

- 3 第1項の届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から 14 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。県の区域外に転居しようとする場合も同様とする。
- 4 県は、第1項の届出をした者に対し、前条第2項の措置を特に重点的に講ずるものとする。

(性暴力への県民の理解促進と社会的気運の醸成のための広報啓発等)

- 第9条 県は、性暴力の根絶に向けた取組、性暴力により心身に受けた影響からの 回復の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重 要性について県民の理解と関心を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要 な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、性暴力の根絶が県民生活に密接に関わるものであり、県民の理解と協力を得つつ推進されるべきものであることに鑑み、性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成に努めるものとする。
- 3 県は、民間支援団体の活動を促進するため、情報の提供又は助言、性暴力の根 絶又は性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する事例の紹介そ の他の必要な施策を講ずるものとする。

(性暴力の根絶のための人材の育成)

- 第10条 県は、この条例に定める施策の実施に携わる者に対し、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関し必要な専門的知識及び技術について、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、子どもに対する性暴力を防止し、又は早期に発見し、及びその被害を受けた子どもを迅速に保護するとともに、性暴力により心身に受けた影響からの回復への適切な支援を図るため、教育に関する職務に従事する者に対し、性暴力への適切な対処に関する知識及び技術、第5条第1項の体制との連携の方法その他の必要な事項について、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の役割)

第11条 県民は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等の必要性についての理解を深めるよう努め、並びに性暴力による被害及び二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう配慮するとともに、県及び市町村が実施する性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第12条 市町村は、基本理念にのっとり、県、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民との連携協力の下、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する取組を推進するよう努めるとともに、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関して、住民の理解を促進するよう努め

るものとする。

(医療機関の役割)

- 第 13 条 医療機関は、性暴力により被害を受けた者が受診したときは、その個人情報の保護に十分に配慮するとともに、医療上の措置のほか、証拠の保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する情報の提供その他当該者の状況に応じた適切な対応に努めるものとする。
- 2 県の設置する医療機関は、前項の対応に必要な情報の提供その他の支援並びに 第5条第1項の施策並びに第7条第1項及び第4項の支援に関し、必要な措置を 構ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第14条 事業者は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性暴力による被害及び二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう十分に配慮するとともに、県及び市町村が実施する性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業所において、性暴力による被害又は二次的被害を生じさせ、 又は助長することのないよう労働環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講 じるよう努めるとともに、その従業員から性暴力による被害又は二次的被害につ いて申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

(デジタル性暴力の根絶)

- 第 15 条 県は、デジタル性暴力の根絶に向け、県民のデジタル性暴力の危険性及びこれを防止するための方法を理解し、及び適正にインターネットを利用する能力を向上させるため、県民の年齢その他その置かれている状況に応じた講習の実施、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県民は、デジタル性暴力の危険性についての理解を深めるとともに、前項の 能力の向上に努めるものとする。

(性暴力の根絶に資する総合的な教育の推進等)

- 第 16 条 県及び市町村は、その設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校(次項において「学校」という。)に在籍する子ども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園(次項において「認定こども園」という。)に在籍する子ども(3 歳以上の者に限る。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第 1 項に規定する保育所(次項において「保育所」という。)に在籍する子ども(3 歳以上の者に限る。)並びにこれらの子どもの保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めるものとする。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法 人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人その他学 校、認定こども園又は保育所を設置する法人(国、県及び市町村を除く。)は、

前項の規定に準じて、必要な取組を行うよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第 17 条 県は、市町村が適切かつ効果的に性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する取組を推進することができるよう、これらに関する情報の提供又は助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 県は、この条例に基づく性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 県は、性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第8条並びに次項の 規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項の規定は、同項に規定する刑の執行を終わった日が前項ただし書 に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

(検討)

3 県は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況について 検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ず るものとする。

議第31号

いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年11月16日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海	野		透
	同	葉	梨		衛
	同	西	條	昌	良
	同	白	田	信	夫
	同	飯	塚	秋	男
	同	細	谷	典	幸
	同	小	Ш	_	成
	同	Ш	津		隆
	同	Щ	岡	恒	夫
	同	森	田	悦	男
	同	常	井	洋	治
	同	石	井	邦	_
	同	岡	田	拓	也
	同	外	塚		潔
	同	下	路	健次郎	

茨城県は深い緑と豊かな水に恵まれた土地であり、私たち県民は多様な自然の 恩恵を享受して暮らしてきた。

緑豊かな海岸の松林は、災害から人を守り、白砂青松の美しい海岸線を作り出し、貴重なブナ林群をはじめとする森は、太古の昔から水を蓄え、海へと命をつなぐ役割を担っている。また、私たちの身近にある緑は、様々な形で私たちの生活に潤いを与えている。

先人たちは、樹木を植え、守り育て、人と緑の歴史を紡いできた。私たちは、 その受け継いだかけがえのない緑を県民共有の財産として、次代につないでいか なければならない。

しかしながら、現在、経済活動に伴う自然環境の破壊や人と緑の関わりの希薄 化が進む中で、生態系が変化したり、地球規模の気候変動による自然災害が多発 するなど、緑と人との関係が崩壊する危機的な状況にある。

今こそ私たちは、森林や樹木の多面にわたる恩恵を再認識し、これらの緑を大切に守り育て、これからも永続的に緑との良好な関係を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

- 第1条 この条例は、森林や樹木が、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、災害の防止、良好な景観の形成、公衆の保健その他の県民が健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない多面にわたる公益的機能(以下「公益的機能」という。)を有していることに鑑み、その持続的な発揮及び活用を図るための施策の基本的な事項を定め、もって、県土を強靭化し、県民の暮らしを守り、潤いのある県民生活を実現することを目的とする。(定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 緑 森林又は樹木のうち、公益的機能を有するものをいう。
 - (2) 所有者等 権原に基づき所有し、又は管理することができる者をいう。
 - (3) 海岸防災林 海岸及びその近傍の土地に存する松その他の樹種からなる森林であって、飛砂、風害、潮害その他の災害を防止する機能を有するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 緑の公益的機能の持続的な発揮及び活用を図るための取組は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。
 - (1) 緑の健全性を確保するための適正な整備又は管理(以下「緑の整備等」 という。)に関する方針及び基準を定め、緑の整備等を持続的かつ計画的 に推進すること。
 - (2) 河川、海岸その他の公共空地における緑の整備等を推進するとともに、 その持続的な管理体制を構築すること。
 - (3) 森林の開発その他緑の存する土地の利用に当たっては、緑の公益的機能

が持続的に発揮されるよう、適正な利用が図られること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 緑の整備等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有 する。
- 2 県は、緑の整備等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、 県民、緑の所有者等、事業者及び民間団体との適切な役割分担の下、相互に連 携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、国、県、他の市町村、住民、緑の所有 者等及び事業者と連携し、及び協力して、緑の整備等に関する施策の策定及び 実施に努めるものとする。

(緑の所有者等の役割)

第6条 緑の所有者等は、基本理念にのっとり、緑の公益的機能の重要性を認識 し、その緑の整備等を図るとともに、県及び市町村が実施する緑の整備等に関 する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、緑の公益的機能による恩恵を享受していることを深く認識し、緑の整備等に関する活動に積極的に参加するとともに、 県及び市町村が実施する緑の整備等に関する施策に協力するよう努めるものと する。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、緑の公益的機能の確保に十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する緑の整備等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(緑の整備等の推進)

- 第9条 県は、緑の公益的機能を持続的に発揮させ、及び活用していくため、計画的な植栽、せん定、伐採に対する支援、技術的助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、森林における開発行為に係る許可等をするに当たっては、森林の公益 的機能が維持されるよう配慮するものとする。
- 3 県民、事業者及び緑の所有者等は、森林における開発行為を行うに当たっては、その開発に関する行政指導指針に従って適正に行うとともに、当該森林の存する地域住民その他の関係者の理解が得られるよう努めるものとする。

(目指すべき緑への誘導等)

- 第10条 県は、森林環境の維持向上のため、森林の植生状態、立地条件等を踏ま え、森林を適正な人工林又は天然林に誘導するための技術の指導その他の必要 な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、樹齢が高い樹木が群生する天然林が、多様な動植物の生息地又は生育地としての機能を有しているとともに、地域住民の生活に密接な関わりのあるものであることに鑑み、関係法令に定めるもののほか、当該天然林を保全する

ために必要な施策を講ずるものとする。

(災害に強い緑づくり)

- 第11条 県は、緑の公益的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が 高度に発揮され、又は樹木により生ずべき損害を予防するため、治山対策の推 進、造林、保育、伐採その他の施業等に関する助言、支援その他の必要な施策 を講ずるものとする。
- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、その土地に適した樹木を育成し、 森林が多様な樹種又は林齢から構成されるよう緑の所有者等に対して必要な助 言又は支援を行うとともに、間伐その他の対策を計画的に推進するものとする。
- 3 県は、土砂の流出又は崩壊その他災害の発生を防止し、又はこれらの災害を 軽減するため、関係機関が保有する災害に関する情報の共有、森林における開 発行為後の不適正な土地利用の抑止その他の必要な施策を講ずるものとする。 (海岸の緑の整備等)
- 第12条 県は、松林等の海岸防災林の積極的な整備に必要な施策を講ずるものと する。
- 2 海岸防災林に係る樹木の所有者等は、県が行う施策に協力するものとする。
- 3 前項の所有者等は、特に松くい虫(松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ虫をいう。)が付着し、又は付着しているおそれのある樹木(枯死している松に限る。)が発生したときは、速やかに伐倒駆除を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、第2項の所有者等に対し、病害虫の防除や被害を受けた海岸防災林へ の植栽に関し、必要な支援を行うものとする。
- 5 県は、海岸防災林に係る病害虫の防除を効果的に促進するため、その方法に 関する調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。 (河川の樹木の適正な管理)
- 第13条 県は、その管理に属する河川について、災害の防止並びに河川環境の整備及び保全のため、その河川区域(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域をいう。次項において同じ。)の樹木を適正に管理するものとする。
- 2 河川区域の樹木の所有者等は、その樹木を適正に管理するよう努めるものとする。

(道路等の樹木の適正な管理)

- 第14条 県は、その管理に属する道路(道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項第2号の道路をいう。次項において同じ。)について、道路交通の 安全確保及び円滑化、環境保全、景観創出のため、その道路の区域の樹木を計 画的かつ適正に管理するものとする。
- 2 道路に接続する土地の樹木の所有者等は、道路交通の安全確保及び円滑化、 環境の保全、景観の創出のため、その樹木の適正な管理に努めるものとする。 (創出した緑の適正な管理)
- 第15条 茨城県地球環境保全行動条例(平成7年茨城県条例第7号)の規定により緑化を実施する者は、その創出した緑の適正な管理に努めるものとする。 (公園の樹木の適正な管理)

第16条 県は、その設置する公園の樹木について、計画的かつ適正な管理に努め るものとする。

(公共工事等における緑の保全)

第17条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たっては、 環境への負荷の少ない工法を採用すること等により、緑の公益的機能が健全な 状態に保全されるよう配慮するものとする。

(緑の所有者等の意欲の高揚等)

第18条 県は、緑の所有者等の緑の整備等に対する意欲の高揚を図るため、緑の整備等に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第19条 県は、緑の整備等についての県民の理解及び関心を深めるため、情報の 提供、緑を活用した行事の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第20条 県は、県民、事業者又は民間団体が自発的に行う緑の整備等の活動を促進するため、情報の提供、技術の指導、指導者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第21条 県は、この条例に定める施策を推進するため、林業技術者、造園技術者、 樹木医その他の緑に関する専門的な人材の確保及び育成を図るために必要な施 策を講ずるものとする。

(緑の整備等に関する計画)

- 第22条 県は、緑の整備等に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、必要な計画を策定するものとする。
- 2 県は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、第1項の計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用 する。

(市町村への支援)

第23条 県は、市町村が行う緑の整備等に関する施策に関し、情報の提供その他 の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第24条 県は、この条例に基づく緑の整備等に関する施策を継続的かつ効果的に 推進するため、当該施策に係る体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第25条 県は、この条例に基づく緑の整備等に関する施策を推進するため、必要 な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第32号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年11月16日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海	野		透
	同	葉	梨		衛
	同	西	條	昌	良
	同	白	田	信	夫
	同	飯	塚	秋	男
	同	細	谷	典	幸
	同	小	JII	_	成
	同	JII	津		隆
	同	Щ	岡	恒	夫
	同	森	田	悦	男
	同	常	井	洋	治
	同	石	井	邦	_
	同	中	村		修

私学助成の充実強化等に関する意見書

本県の私立中学高等学校は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、国際情勢が緊迫化し急激な円安をはじめとして経済情勢が混乱する中で、我が国では少子高齢化が更に進行していくことが予想されている。このような状況にあっても、今後も我が国が国力を維持し発展していくためには、社会的資本ともいえる子供たちを時代の状況変化に対応できる真のグローバル人材として育成することが重要となっている。このことは「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても「人への投資」として掲げられており、私立中学高等学校は、如何なる状況下にあっても、それぞれの学校が有為な人材の育成を通じて国や社会の発展に寄与していくことを目指して、日々教育活動を続けている。

先の見えない状況の中で、私立中学高等学校が新しい教育への移行、教職員の資質向上、学校運営の効率化、更には、学校のICT環境の整備をはじめ、学校施設の耐震化及びコロナ禍における空調・換気設備等の整備を進めていくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となるICT等の教育環境の整備への国公私立を問わない支援が喫緊の課題となっている。授業料支援においても、私立高校において年収590万円を境に生じている支援金格差の是正とともに、私立中学校生徒に対する経済的支援の拡充が強く求められる。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、新しい教育、 特色ある教育を提供できるよう、財政基盤の安定のため、国の全面的な財政支援が求 められる。

よって、国においては、私立高等学校等教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備充実や、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

議第33号

水産加工業者に対する電気料金高騰への支援を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年11月16日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者	茨城県議会議員	海	野		透
	同	葉	梨		衛
	同	西	條	昌	良
	同	白	田	信	夫
	同	飯	塚	秋	男
	同	細	谷	典	幸
	同	小	JII	_	成
	同	JII	津		隆
	同	Щ	岡	恒	夫
	同	森	田	悦	男
	同	常	井	洋	治
	同	石	井	邦	_
	同	燕	藤	英	彰
	同	高	崎		進

水産加工業者に対する電気料金高騰への支援を求める意見書

国内の食用魚介類の国内消費仕向量の7割は加工品として供給されており、水産加工業は食料供給産業として重要な役割を果たしている。また、水産加工場の多くは沿海地区に立地し、漁業地域の活性化にも大きく寄与している。

他方、水産加工業をめぐる情勢については、「長引くコロナ禍による経営への深刻な影響」、「サンマ、イカなど主要魚種の不漁継続」、「世界的な水産物需要の増大や急激な円安による加工原料の不足・高騰」など厳しい環境に陥っている。特に、ウクライナ情勢を背景とするエネルギー価格の上昇により、電気料金が高騰し、冷凍・冷蔵庫や加工機器を使用する水産加工業の経営を著しく圧迫する状況となっている。水産加工業者は、各自、創意工夫を重ね、節電に努めているが、それらの取組もおのずと限界がある。

よって、国においては、国民への食料供給の重要な役割を担う水産加工業者の経済活動における負担を軽減するため、下記の事項について緊急の対策を講ずるよう強く要望する。

記

水産加工業者に対する電気料金高騰への対応に向けた支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

衆議院議長長 大閣総理大臣財務 大臣 農林水産大臣

議第34号

賃上げを実現する緊急で効果のある対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年11月16日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 山 中 たい子

同 江 尻 加 那

賃上げを実現する緊急で効果のある対策を求める意見書

物価高騰と国民生活の悪化が深刻になっている。ところが、政府は異常円安をもたらしている異次元の金融緩和に固執し、対応不能に陥っている。「構造的賃上げ」と言いながら具体策がなく、物価高騰の「総合対策」は電気・都市ガス料金の抑制など、部分的・一時的対策になっている。

現状を打開するためには、賃上げを軸に実体経済を立て直すこと、とりわけ内需を活発にすることに本腰を入れてこそ、マイナス金利などという異常な金融を正常にもどすことができる。

賃上げがカギであることは、政府も日銀も、経済界も否定しない一方で、実質賃金を 10年間で24万円も減らした経済のあり方を継続するのでは、まともな賃上げはできない。

よって、賃上げを実現する緊急で効果のある対策を思い切ってすすめ、働く人が豊かになる強い経済を実現するため、政府において以下の対策に取り組むよう求める。

記

- 1 政府ができる賃上げや国・自治体が管轄する分野での賃上げをすみやかに行う。とくに、すべてのケア労働者の賃上げをすすめる。国や自治体ではたらく非正規労働者(会計年度任用職員など)の時給を1,500円以上に引き上げること。
- 2 男女の賃金格差を是正し、賃金の底上げをはかる。企業に是正計画の策定と公表を義務付け、政府がそれを監督・奨励する仕組みをつくるよう、女性活躍推進法の抜本改正などの法整備をすすめること。
- 3 パート労働法、労働者派遣法を改正するなど、女性が多く働いている非正規雇用の労働条件を改善し、正社員との格差をなくすこと。
- 4 労働者派遣法を、派遣労働者保護法に抜本改正し、派遣労働の常用代替を規制すること。また、派遣受け入れの上限を1年とし、違法があった場合は直接雇用されたものとみなし、正社員化をすすめること。
- 5 フリーランスやギグワーカー、請負や委託で働く労働者を保護する法整備をすすめ、 労災保険と失業保険を適用すること。
- 6 大企業の内部留保に時限的に課税し、賃上げや下請けへの価格転嫁で国内投資に還流させ、実体経済を立て直す力にする。内部留保は企業経営に必要なものであるが、480 兆円に達する巨額の留保金は日本経済のゆがみであり、大企業も中小企業も賃上げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長 中小企業・小規模事業者や農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を 求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

令和4年11月16日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳 殿

提出者 茨城県議会議員 山 中 たい子

同 江 尻 加 那

中小企業・小規模事業者や農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を 求める意見書

長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰、過剰債務という「三重苦」が国民にのしかかっている。「コロナ対応融資(実質無利子・無担保のゼロゼロ融資)」の残高実績は、今年3月末時点で約42兆円にのぼり、中小企業の約3割が過剰債務感を訴えている。「物価高倒産」や「過剰債務倒産」、長引く苦境で希望が見いだせず、廃業・倒産などが激増する恐れがある。

よって、中小企業・小規模事業者や農漁業者のかかえる困難などに対し、国と自治体が全面的に支援し、地域経済の立て直しをはかるため、以下の取組を実行するよう求める。

記

- 1 政府が来年10月から導入を予定しているインボイス (適格請求書)制度は、あらたな負担と混乱をもたらすものであり中止すること。また、消費税が納税困難な事業者に対する減免の特例を実施すること。
- 2 コロナ対応融資(ゼロゼロ融資)を「別枠債務」にして、事業継続に必要な新規融資 が受けられるようにすること。また、「別枠債務」の返済が可能になった時点でも、その 後の事業に支障がない返済計画に金融機関が協力できるよう国が支援すること。
- 3 債務の減免をふくめて「中小企業・事業再生スキーム」を、より小規模な事業者にも 適用できるようにすること。
- 4 (仮称)「地域経済再生給付金」を創設し、事業者への直接支援を行う。給付額は、持 続化給付金以上の水準とし、事業者の規模などに応じて給付するなどスキームを国が明 確に示したうえで、地方創生臨時交付金を適切に拡充すること。
- 5 農漁業者への資材・飼料・燃油高騰に対する支援を抜本的に強化し、飼料価格安定制度を高騰前の価格との差額を農家に直接補てんする仕組みに改めること。また、燃油高騰に対し、石油元売りだけでなく、農漁業者に直接補てんすること。
- 6 農産物の価格保障・所得補償に踏み出し、自給率を向上させること。
- 7 省エネルギー・再生可能エネルギーを強力に推進し、光熱費負担の抑制と地域経済の 振興をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣 衆議院議長